

木更津市飼い主のいない猫等捕獲器貸出要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫等が与える市民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とした不妊・去勢手術、傷病等の治療、保護活動等を行うための猫捕獲器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸出対象者 猫捕獲器を貸し出すことができる者をいう。
- (2) 借受者 猫捕獲器を借り受けた者をいう。
- (3) 申請者 第7条の規定による猫捕獲器の貸出申請を行った者をいう。

(貸出対象者)

**第3条** 貸出対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する満20歳以上の個人又は市内において商業、工業その他の事業活動を行う事業者であること。
- (2) 次項に掲げる目的で猫の捕獲をしようとするもの。
- (3) 猫捕獲器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること。
- (4) 自己の責任で猫捕獲器の管理ができること。

2 前項第2号に掲げる目的は当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をする。
- (2) 飼い主のいない猫の傷病等の治療をする。
- (3) 飼い主のいない猫を保護し、飼い猫とする。
- (4) 飼い主のいない猫を保護し、飼い主を探す。
- (5) 飼い猫の不妊・去勢手術をする。
- (6) 飼い猫の傷病等の治療をする。
- (7) その他市長が認めた場合

(法令遵守)

**第4条** 借受者は、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (2) 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成26年条例第42号）
- (3) その他関係諸法令

（猫捕獲器の貸出期間）

**第5条** 猫捕獲器の貸出期間は、貸出しを行った日を起算日として7日以内とする。

2 市長は、やむを得ない事由により、猫捕獲器の貸出期間を延長することが適当と認める場合は、7日を上限としてこれを延長することができる。

3 猫捕獲器の貸出期間の終了日が、木更津市の休日を定める条例（平成元年条例第25条）第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

（猫捕獲器の貸出しに伴う費用）

**第6条** 猫捕獲器の貸出しは、無料とする。

2 猫捕獲器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

（猫捕獲器の貸出申請）

**第7条** 貸出対象者は、猫捕獲器を借り受けたいときは、木更津市飼い主のいない捕等捕獲器貸出申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（貸出決定）

**第8条** 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、猫捕獲器を貸出するものとする。

（猫捕獲器の設置）

**第9条** 猫捕獲器の設置場所は、木更津市内に限るものとする。

2 借受者は、猫捕獲器を設置するときは、借受者の所有地にこれを設置するものとし、許可なく周辺住民の所有地等に設置してはならない。

（目的外使用の禁止）

**第10条** 借受者は、第3条第2項に掲げる目的以外で猫捕獲器を使用してはならない。

（猫捕獲器の貸出しの取消し）

**第11条** 市長は、第5条第1項の貸出期間中であっても、借受者が第4条の法令等に違反したことが明らかな場合又はこの要綱の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、猫捕獲器の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項により猫捕獲器の返却を命じられたときは、速やかにこれを市へ返却しなければならない。

3 市長は、猫捕獲器の返却を命じられた借受者が、正当な理由なくこれに応じない場合は、借受者に口頭で通告することにより、これを回収することができる。

(猫捕獲器の返却及び報告)

**第12条** 借受者は、使用した猫捕獲器を洗浄及び消毒した上で市へ返却しなければならない。

2 借受者は、借り受けた猫捕獲器を使用する際に紛失、形状変更、破損及び汚損等があった場合は、借り受けた猫捕獲器と同等の状態に復し、又は同等品を賠償しなければならない。

3 市長は、貸し出した猫捕獲器が貸出期間中に紛失、形状変更、破損及び汚損等が明らかであり、かつ、借受者が前項の原状回復に応じない場合には、借受者に代わり現状回復し、当該現状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

4 借受者は、借り受けた猫捕獲器の返却をする際に、当該猫捕獲器の使用結果を市へ報告しなければならない。

(借受者の責務)

**第13条** 借受者は、猫捕獲器を貸与、譲渡、売却その他第三者へこれを引き渡す行為をしてはならない。

(免責事項)

**第14条** 市長は、猫捕獲器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月26日から施行する。

飼い主のいない猫等捕獲器貸出申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

飼い主のいない猫等の不妊・去勢手術等を行うために、以下について同意・確認し猫捕獲器の貸し出しを申請します。

【使用目的】	<input type="checkbox"/>	不妊・去勢手術（予定頭数：オス： _____ 頭、メス： _____ 頭）
	<input type="checkbox"/>	その他 ( _____ )
【使用台数】	_____ 台	
【借用期間】	_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※借用期間は7日以内です。	
<b>同意・確認事項</b>		<b>同意・確認欄</b>
(1)猫捕獲器は以下の目的以外で使用しません。 ①飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をする      ②飼い主のいない猫への傷病等の治療をする ③飼い主のいない猫を家庭で室内飼育する      ④飼い主のいない猫を保護し、飼い主を探す ⑤飼い猫の不妊・去勢手術をする      ⑥飼い猫の傷病等の治療をする		<input type="checkbox"/>
(2)猫捕獲器の設置は、土地所有者等の承諾を得ます。		<input type="checkbox"/>
(3)猫捕獲器を使用する際は、猫捕獲器が見える場所から監視し、猫を保護した後は速やかに回収します。		<input type="checkbox"/>
(4)猫捕獲器の使用後は洗浄・消毒し、速やかに返却します。		<input type="checkbox"/>
(5)猫捕獲器を貸与、譲渡、売却その他第三者へ引き渡しません。		<input type="checkbox"/>
(6)猫捕獲器に起因するトラブル、怪我及び事故、損害責任等は全て申請者が責任を持ちます。		<input type="checkbox"/>
(7)猫捕獲器の紛失、形状変更、破損及び汚損等があったときは、速やかに環境管理課に報告しその指示により申請者の責任において修理・弁償等を行います。		<input type="checkbox"/>
(8)返却期日を守ります。		<input type="checkbox"/>
(9)猫を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。 ・みだりに殺したり傷つけた者→5年以下の懲役または500万円以下の罰金 ・猫を遺棄した者→1年以下の懲役または100万円以下の罰金		<input type="checkbox"/>

【市記入欄】 本人確認：免許証・保険証・その他 ( \_\_\_\_\_ )

貸出審査： 可 ・ 不可

貸出日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日      貸出回数： \_\_\_\_\_ 台

返却日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

結 果：不妊・去勢手術（頭数 オス： \_\_\_\_\_ 頭、メス： \_\_\_\_\_ 頭）

その他 ( \_\_\_\_\_ )